

平成25年12月

関係各位

一般社団法人日本冷凍食品協会

消費税の転嫁及び表示の方法に関する共同行為について

当協会では、平成26年4月1日から実施される消費税引上げに関し、冷凍食品製造事業者会員を対象として、いわゆる消費税転嫁対策特別措置法に基づく消費税の転嫁及び表示の方法に関する共同行為（カルテル）を下記の通り実施することとし、12月10日付けで公正取引委員会に提出し、受理されました。

関係各位におかれましては、上記事情をご理解いただき、今後とも格段のご協力を頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 対象品目

冷凍食品

2. 転嫁方法

各会員は、それぞれ自主的に定めている本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せします。

また、消費税率引上げ後に発売する新製品について各会員がそれぞれ自主的に定める本体価格に消費税額を上乗せします。

3. 表示方法

各会員は、請求書の表示については本体価格と別枠で消費税金額を明記し、この合計金額を取引先に請求します。

なお、請求書以外の見積書、納品書などの書類に価格を表示する場合は消費税抜きの価格と消費税額を併せて表示するか、または消費税額を併記しない場合には消費税抜きの価格である旨を表示します。

4. 実施期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日までの受渡し分を対象とします。従って、消費税引上げ前の契約分についても現物の受渡しが平成26年4月1日以降になった場合は、引上げられた消費税率が適用となり、この共同行為の対象となります。